

令和3年4月30日

最高裁判所長官

大谷直人様

令和3年度長野地家裁佐久支部庁舎
改修工事に関する質問書

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

質 問 書

第1 質問の内容

当協議会は、令和3年4月5日の貴庁（最高裁判所事務総局経理局）からの令和3年度長野地家裁佐久支部庁舎（以下「佐久支部」といいます）の改修工事（以下「本件改修工事」といいます）についての説明（以下「貴庁説明」といいます）を受け、下記の質問をいたします。

なお、回答については同日のお約束通り、当協議会宛に書面にて、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 エレベーター設置費用の寄付申し出があった場合に、当該寄付受納の可否。仮に、受納できないという場合には、その理由についてもお示しください。
- 2 入札公告後の現段階から、エレベーターを設置する計画へ変更する可能性の有無。可能な場合に求められるスケジュールの概要。不可能な場合には、その理由についてお示しください。
- 3 仮に、現在の改修工事計画を推し進めた場合、改修工事終了後、以下（1）～（3）の場合にどのような対応を予定されているか明確にお示しください。
 - （1） 2階1号法廷で行われるべき刑事公判手続の事件関係者（被告人、証人、検察官、弁護士）や民事口頭弁論手続の事件関係者（当事者本人、代理人、証人）が、怪我や障がい等により階段の昇降ができない場合
 - （2） 2階1号法廷で行われる（行われている）裁判について、期日当日に傍聴

を希望する者（報道関係者を含む）が、障がい等により階段の昇降ができない場合

- (3) 怪我や障がい等により階段の昇降ができない調停委員や裁判所職員等が、
1階と2階を行き来する場合

以上

第2 質問の理由

1 質問1について

貴庁説明によれば、2階建の庁舎については、建替えの機会以外にはエレベーターを設置しない方針とのことでした。また、佐久支部庁舎は、全国の地家裁支部庁舎の中で古い方から数えて80番目程度に位置し、地裁本庁や簡裁庁舎の中にも佐久支部より経年数の長い庁舎が相当数存在するとのことでした。他方で、建替えは年間で2庁舎程度しかなされないとのことであり、そうなると、佐久支部にエレベーターが設置されるのは40年～50年先にもなりかねず、到底承服できるものではありません。この佐久支部大改修の機会に、是が非でも、エレベーターを設置しなければならない事態に直面していると考えます。

この点、もし、裁判所予算では、エレベーター設置費用が賄えないということであれば、エレベーター設置費用を寄付により賄うという方策も検討に値すると考えております。寄付の主体としては、個人や各種団体等が考えられます。

もし、主体が特定される寄付は司法の公平性の観点から受け入れ難いということであれば、佐久支部管内住民有志や長野県民有志といった匿名性の高い形の寄付にしたり、地域性すら問題ということであればクラウドファンディングの方法

によりその点をクリアすることも可能と思料します。

貴庁説明を前提にすると、今回の改修工事計画がこのまま変更なく行われてしまえば、この先相当長期にわたり、佐久支部庁舎の完全バリアフリー化が叶わないこととなってしまいます。かような住民への不利益は看過し難く、そのような事態を回避するため、貴庁における寄付受納の可否（適否も含む）についてお伺いする次第です。

2 質問2について

貴庁説明において、本件改修工事計画の情報開示から入札公告までの期間が短かったこと、及び佐久広域連合等の要望から回答・入札公告までの時間が非常に短かったことについて、不信感が生じかねない状況であったことを、貴庁にもご認識していただいていることがわかりました。

当協議会としては、この点について後に禍根を残さないためにも、改めて、エレベーター設置を前提とした計画へと変更すべきであると考えています。

仮に、寄付も使用しての計画変更となる場合には、上記1の寄付を募る期間にも関わることから、計画変更の場合のスケジュール（概要）についてもご教示いただきたくよろしくお願いいたします。

3 質問3について

本件改修工事計画が変更なしに推し進められた場合には、バリアフリーの観点において、2階1号法廷を使用する場合の事件関係者や傍聴人等が階段を昇降で

きない場合について、大きな問題が残ります。

エレベーター設置という切実な要望があるにもかかわらず、あくまで設置せずに本件改修計画を推し進めるということであれば、2階の1号法廷を使用する場合の事件関係者や傍聴人、日常的に庁舎を利用する調停委員や裁判所職員が怪我や障がい等によって階段昇降できない場合について、納得できる適切な解決策が示されなければならないと考えます。

この点については、本当にこのままエレベーター設置を前提としない改修工事を推し進めるのであれば、この先数十年にもわたる運用にもなりうるため、できる限り1階で対応するといった抽象的な回答ではなく、1階ラウンド法廷で刑事公判手続等に対応する場合の保安体制や公開方法を含んだ具体的方法、2階1号法廷を利用せざるを得ない場合（開廷中の場合を含む）にどのようにして傍聴人を含む障がい等のある施設利用者を階段昇降させるのか、調停委員や裁判所職員が階段昇降できない場合の対応等について、明確かつ具体的な回答をお願いいたします。

以上

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会長 佐久広域連合長 柳 田 清 二